

公 告

支出負担行為担当官
防衛省情報本部
総務部長 伊藤 敬信

次のとおり一般競争入札を実施するので、入札及び契約心得を熟知の上、参加されたい。

1 競争に付する事項

件名	規格	単位	数量	履行期間	供給場所	要求番号
喜界島通信所高圧電力の需給	仕様書のとおり (DIH-LZ23001)	式	1	令和5年4月1日 ～令和6年3月31日	情報本部(喜界島)	2023-0110-01

2 競争参加資格

- 予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意書を得ているものは、同第70条の特別に理由のある場合に該当する。
- 格付けされている防衛省競争参加資格(令和4・5・6年度の全省庁統一資格)の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則(防衛庁訓令第108号 平成18年12月26日)第18条第4項に該当する者
- 契約担当官等(他省庁含む)から指名停止等の措置を受けている者でないこと。
- 現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について契約を行おうとする者でないこと。
- 「会社更生法(平成14年法律第154号)」による更生手続開始又は、「民事再生法(平成11年法律第225号)」による再生手続開始を申立てられていない者、但し更生手続開始の決定又は、再生手続開始の決定を受けた者で、以下の①から③の書類全て提出した者を除く。
 - 更正手続開始決定書又は再生手続開始決定書(コピー可)
 - 許可決定に伴い定款、役員等に変更等があった場合にはそれを証明する書類(コピー可)
 - 上記②に伴う競争参加資格審査申請書変更届
- 都道府県警察から、暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続する有資格業者でないこと。
- 電気事業法第3条1項の規定に基づき、一般電気事業者としての許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき、特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。

3 契約条項を示す場所

防衛省情報本部総務部会計課(東京都新宿区市谷本村町5-1)

4 入札説明会場及び日時

実施しない。

5 入札会場及び日時

- 入 札 会 場: 市ヶ谷駐屯地 E2棟3階 内局入札室
- 入 札 日 時: 令和4年2月10日(金) 13時10分

6 入札の無効

本公告第2項に示す競争参加資格のない者の入札、入札に関する条件(入札及び契約心得)に違反した入札は無効とする。

7 契約書作成の可否

- 契約金額が150万円を超える時は情報本部が定める契約書を、50万円を超える時は同請書を作成する。
- 適用する契約条項
売買単価契約一般条項
暴力団排除に関する特約条項
談合等の不正行為に関する特約条項

8 保証金に関する事項

入札保証金・契約保証金免除(ただし、落札者が契約を結ばないときは、入札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。)

9 その他

- 支出負担行為担当官への提出書類
 - 入札開始までに資格決定通知書の写しを提出すること。
 - イ 代理人による入札は、入札開始までに委任状を提出すること。
 - ウ 入札に参加を希望する者は、別に配布する入札参加届を提出すること。
 - エ 参考資料の提出(入札に当たり官側の希望する参考資料の提出にご協力下さい。)
参考資料の提出期限: 令和5年2月1日(水)12時00分
- 落札者の決定方法
 - 予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内であり、入札書の最低価格の入札書を提出した者で、且つ、有効な入札を行った者を落札者とする。
 - イ 入札の金額は、各社において設定する契約電力に対する基本単価(月額)及び予定使用電力量に対する単価(季節・時間帯別等の区分による複数の単価を記載しても可)を記載すること。(小数点第2位までとする。)
仕様書で提示する各月の予定使用電力量に対し単価を乗じた金額を月毎の小計とし、円位未満で切捨てる。各月の小計を合算した金額を年間の予定総価(1年間の予定電力料金であり整数とする。)として記載する。
 - ウ 落札決定に当たっては、入札金額に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税込みの金額を入札書に記載すること。
 - エ 入札価格の算定にあたっては、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

(3) 下請負

現に指名停止を受けている者の下請負については、原則として認めないものとする。ただし、下請負を行うことが真にやむを得ないと認められる場合には、この限りでない。

(4) 郵便による入札

入札時間までに入札会場へ到着したものに限り、事前に郵送する旨を連絡すること。

(5) 契約の締結

本契約の締結は令和5年4月1日とする。

(6) その他

消費税の課税業者に該当しない場合は、入札参加届を提出する際に申告すること。

10 本公告に関する照会先

東京都新宿区市谷本村町5番1号 防衛省情報本部会計課 担当:大西(おおにし)
TEL 03-3268-3111(内線 31752) FAX 03-5225-9641

調達要求番号：2023-0110-01

情報本部仕様書			
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	喜界島通信所高圧電力の需給	DIH-LZ-23001	
		大臣承認	令和 年 月 日
		作成	令和 5年 1月 日
		改正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
作成	情報本部喜界島通信所		

1 総則

- 1.1 適用範囲 この仕様書は、情報本部喜界島通信所の高圧電力の需給について適用する。
- 1.2 用語の定義 契約電力とは、契約上使用できる電気の最大値をいい、30分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。

2. 需給に関する要求

2.1 需要場所 鹿児島県大島郡喜界町大字川嶺2913番地1 情報本部喜界島通信所受電室

2.2 業種及び用途 官公庁

2.3 仕様

- a) 給電電気方式 交流3相3線式
- b) 標準電圧 6,000V
- c) 計量電圧 6,000V
- d) 標準周波数 60Hz
- e) 受電設備の総容量 1,850KVA
- f) コンデンサ容量 100kvar×3台
- g) 受電方式 常用1回線
- H) 契約電力 600KW
- i) 予定電力使用量 5,270,400kwh (別紙「予定月別使用電力量」による)
- j) 力率 毎月平均100%(予定)

2.4 電力計の検針

- a) 自動検針装置 有り
- b) 電力会社の検針方法 遠隔自動検針
- c) 検針基準日 毎月1回
- d) 電力量計の構成 電力需給用複合計器(通信機能付精密級)
- e) 需給地点 需給場所に防衛省が設置した受電用柱上開閉器の1次側端子。
- f) 計量地点 九州電力(株)が設置した計器用変成器の2次側。
- g) 保安責任分界点 需給地点に同じ。
- h) 財産分界点 需給地点に同じ。ただし、計量地点に設置した計量装置は、供給者の所有とする。

3. その他の指示

3.1 **提出書類** 提出書類は表1に示す提出書類を提出するものとする。なお、細部は官側との調整による。

表1 提出書類

番号	書類名	部数	提出時期	媒体	提出先	備考
1	毎月の電力使用量が確認できる書類	1	需給終了後速やかに	紙	情報本部	(社名印のあるもの)

3.2 その他

- a) 力率の変動, その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については, 九州地区の一般電気事業者の定める特定規模需要標準供給条件をもとに協議するものとする。
- b) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備はない。
- c) 非常用自家発電設備 (625KVA×2基) を有している。
- d) 常用自家発電設備 (500KVA×2基) を有している。

3.3 **情報の保全等** 情報の保全等は次のとおりとする。

- a) 契約相手方は, 契約履行上, 直接又は間接的に知り得た事項について関係以外に漏らしてはない。

3.5 **官側の支援** 契約相手方は現地における官側の支援を必要とする場合には, 官側と調整し, 無償で官側の支援を受けることができる。

3.6 **仕様書の疑義** この仕様書に疑義を生じた場合には, 速やかに支出負担行為担当官と協議するものとする。

予定月別使用電力量

R5. 4～R6. 3

項目 月	予定電力使用量 (KWh)	左 欄 の 内 訳				
		※1 0800～2200		左右以外の時間	※2 夏季の1300～1600	
		その他季昼間 電力量(KWh)	夏季昼間 電力量(KWh)	夜間電力量 (KWh)	ピーク電力量 (KWh)	
4	432,000	201,600		230,400		
5	446,400	184,800		261,600		
6	432,000	218,400		213,600		
夏季	7	446,400		165,000	236,400	45,000
	8	446,400		171,600	228,000	46,800
	9	432,000		158,400	230,400	43,200
10	446,400	210,000		236,400		
11	432,000	201,600		230,400		
12	446,400	210,000		236,400		
1	446,400	193,200		253,200		
2	417,600	193,200		224,400		
3	446,400	210,000		236,400		
合計	5,270,400					

※1 毎日0800～2200までの時間をいいます。ただし、ピーク時間ならびに日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日、の該当する時間を除く時間帯

※2 ピーク時間に付きましては、夏季の1300～1600までの時間をいいます。ただし、日曜日および「国民の祝日に関する法律」に規定する休日の該当する時間を除く時間帯